

被災者生活再建支援金支給申請書類チェックシート

被災世帯主が被災者生活再建支援金支給申請書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付した上で提出をお願いします。

電子申請の場合は、申請画面から必要事項を入力の上、データを添付してください。

■基礎支援金の場合

○必要書類

① ☐ 罹（り）災証明書（市発行：税務課）

② ☐ 住民票の写し（市発行：市民保険課）

・被災時点（R8. 7. 28）の住所、世帯構成、世帯主、続柄等がわかる世帯全員分の住民票が必要です。

○被災時から転居や世帯分離等により世帯が異動していない場合

→世帯票

○被災後に同一市内転居や世帯分離等世帯に異動が生じている場合

→改製原住民票（履歴入り個人票、住民票抄本）

○被災後に別の自治体へ転出した場合

→除票（被災後当該自治体内で転居があった場合はその履歴を含む除票）

※②は申請書に被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載すれば被災時世帯主、世帯員及び生計を1つにする同住所の方の分の住民票添付を省略できます。

③ ☐ 預金通帳の写し

・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号（ゆうちょ銀行の場合は記号、番号）、口座名義人（被災者世帯主又は同一世帯員）の個人名義フリガナがわかるもの。

※③は申請書の「公金受取口座を利用する」に☑をし、被災時世帯主（又は同一世帯員）の個人番号（マイナンバー）を記載すれば受給者に係る預金通帳の写し添付を省略できます。事前に公金受取口座が登録されていることをご確認ください。

○【追加必要書類】半壊解体世帯申請の場合

④ ☐ 解体証明書（市発行：すまい再建支援室）又は滅失登記簿謄本（法務局発行）

※1 被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載する場合は、現物の持参が必要です。

※2 被災時同一世帯員への支給を希望する場合は、別途委任状が必要です。

裏面に続く

■加算支援金の場合

○必要書類

- ⑥ 契約書の写し
- 建設区分での申請
 - ☐ 工事請負契約書（建設）の写し
 - 購入区分での申請
 - ☐ 不動産売買契約書（購入）の写し
 - 補修区分での申請
 - ☐ 工事請負契約書（補修）の写し
 - 賃貸区分での申請
 - ☐ 賃貸契約書の写し

※補修区分での申請において契約書を取り交わしていない場合

以下いずれかの書類の写しを提出

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 見積書＋領収書 | ☐ 請求書＋領収書 |
| ☐ 注文書＋注文請書 | ☐ 注文請書＋領収書 |

■留意事項

- ・ 個人番号(マイナンバー)の記載により添付を省略できますが、情報連携エラー等の場合、省略した書類の提出を求める場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ 先に基礎支援金のみを行うことも、基礎及び加算支援金同時に申請を行うことも可能です。
- ・ 住宅の所有者であっても、実際に生活の本拠として住居していない場合は対象となりません。また、加算支援金で申請の再建先に居住しない場合も同様です。
- ・ 加算支援金について、被災後一時的にアパートを借り、その後申請期限内に住宅を新築する場合、「賃借」を申請、受給した後に「建設・購入」として2回目の申請を行うことができます。(この場合の2回目は、「賃借」と「建設・購入」の差額金額を申請、受給することになります。)
- ・ 「建設・購入」、「補修」のどちらかで申請した場合、生活再建は完了したとみなすため、「補修」で申請、受給した場合、その後「建設・購入」の差額申請はできません。

【問い合わせ先】

宇土市健康福祉部すまい再建支援室

T E L : 0964-22-1111 (内 462・463)